

# 土浦市立都和中学校「学校いじめ防止基本方針」

(令和7年3月改訂)

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義

いじめとは、「本校に在籍する生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」

(いじめ防止対策推進法より一部抜粋)をいう。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

### (3) 学校及び教職員の責務

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

### (4) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 設置

ア いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター
- ※以下は、情報提供及び状況に応じて会議に参加  
当該事案の担当職員、特別支援学級担任、スクールカウンセラー、心の教室相談員

#### <役割>

- ・ 「いじめの定義」を全教職員が理解し、客観的にいじめの認知を行うことができるよう組織体制を確立する。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ・ いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ・ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。

<開催>

毎月1回を定例会とする。ただし、協議すべき事案が発生した場合は、生徒指導主事が調整を図って開催する。

イ 生徒の現状把握や指導の共通理解を図るため、「生徒指導部会」を実施する。

<構成員>

・校長、教頭、生徒指導主事、不登校解消支援担当、各学年生徒指導担当、養護教諭。

<役割>

・問題傾向を有する生徒や不登校傾向の生徒について、現状把握や今後の指導等の情報交換や共通理解。

<開催>

毎週1回を定例会とする。ただし、協議すべき事案が発生した場合は、生徒指導主事が調整を図って開催する。

## (2) いじめの未然防止

① 基本施策

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者他、地域関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会活動（朝のあいさつ運動・いじめ防止フォーラム等）になるよう支援を行う。

ウ いじめの防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

（人権作文への応募・SNSの安全利用の指導及び家庭への協力依頼）

エ いじめの未然防止やいじめの傍観者にならない予防教育を行う。

② いじめの早期発見のための措置

ア 悩み（いじめ）調査等

いじめ等の悩みを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

・生徒対象学校生活アンケート調査（いじめ調査を含む）（無記名式）毎月1回

・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年3回（7月、11月、2月）

・Q-Uテスト 年2回（6月、11月）

イ 悩み（いじめ）相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

・スクールカウンセラー 1名 （毎月2～3回程度）

・心の教室相談員 2名 （毎週1回ずつ程度）

③ いじめの防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する研修を推進する。また、インターネット上のいじめに関しては、パスワード付きのサイトやSNS等を利用する際の情報モラル教育の理解を深め、教職員の資質の向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会やケータイ・ネット安全利用教室等を実施する。

※家庭で契約している端末でのトラブルは、原則、各家庭で対応してもらう

(必要に応じて警察に連絡)

⑤ いじめへの対処と関係機関等との連携

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒を守り通すことを第一とし、その生徒が安心して教育を受けられるよう保護者と連携を図りながら、必要に応じていじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、適切にいじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土浦市教育委員会及び土浦警察署等と連携して対処する。

### (3) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

ア 児童生徒が自殺を企図するなど、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)があると認められる場合

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

② 重大事態への対処

土浦市教育委員会の指導・支援のもと、以下の対応に当たる。

ア 学校長の下に、重大事態の調査組織を設置する。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

エ 調査結果を土浦市教育委員会に報告する。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

### 3 年間計画

月	いじめ問題に向けた施策		
	学校行事	協議会等	未然防止・早期発見
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議 (全職員への周知)</li> <li>・始業式、後期課程進級式</li> <li>・PTA 総会・授業参観</li> <li>・8年校外学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学警連・生徒指導連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する生徒確認</li> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年修学旅行</li> <li>・7年校外学習</li> <li>・マナーアップ挨拶運動 (生活委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市生徒指導推進協議会</li> <li>・生徒指導連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (7年)</li> <li>・いじめの指導、認知について（職員研修）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナーアップ挨拶運動 (小中合同)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都和中地区生徒指導推進協議会</li> <li>・民生委員との連絡会</li> <li>・道心園との連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-Uテスト</li> <li>・思春期講演会</li> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (7年)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議 (夏休みに向けて)</li> <li>・三者面談(全学年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> <li>・学警連・生徒指導連絡協議会</li> <li>・都和中学校地区三校連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・スマホネット安全教室</li> <li>・SCによるソーシャルスキルトレーニング授業（7年）</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (7年)</li> </ul>
8	・職場体験（8年）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修（道徳・生徒指導）</li> </ul>
9	・生徒会本部役員選挙	・生徒指導連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期終業式</li> <li>・後期始業式</li> <li>・体育祭</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・弁護士によるいじめ防止教室 (7年)</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (7年)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期末PTA・授業参観</li> <li>・マナーアップ挨拶運動 (小中合同)</li> <li>・合唱コンクール</li> <li>・三者面談（9年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議員会</li> <li>・保護司・民生委員との連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・教育相談</li> <li>・Q-Uテスト</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (8年)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議 (冬休みに向けて)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都和中学校地区三校連絡協議会</li> <li>・学警連・生徒指導連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (8年)</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級生保護者説明会</li> <li>・三者面談（9年）</li> <li>・二者面談（7・8年保護者）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (8年)</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進級生学校体験</li> <li>・学年末PTA・授業参観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> <li>・学警連・生徒指導連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> <li>・教育相談</li> <li>・SC・心の相談員との計画面談 (8年)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業式</li> <li>・修了式</li> <li>・職員会議 (春休みに向けて)</li> </ul>	・生徒指導連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート（無記名）</li> </ul>

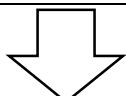
## 4 いじめへの対応（認知）

### 1 初期の対応（「いじめである」という前提で対応→仮認知）

- ①被害者からの聞き取り・支援（心のケア）
- ②加害者からの聞き取り・指導
- ③記録を確実に取る。

#### 記録の留意点

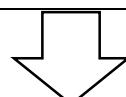
- ・「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「どのようなことがあったか」
- ・原則、複数の教員で実施



### 2 解決へ向けて対応【担任・学年主任・生徒指導主事】（いじめであるかどうか判断し→認知）

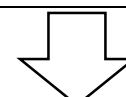
- ①被害者、加害者への支援・指導を行う。
- ②状況に応じて学級、学年、全校へ指導する。

**※認知の判断が難しい場合は、「いじめ防止対策委員会」で決定**



### 3 保護者への対応【担任・学年主任・生徒指導主事・教務・管理職】

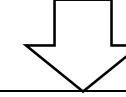
- ①被害生徒の保護者へ
  - ・事実と今までの指導の経過や今後の対応について説明し理解と協力を依頼する。
- ②加害生徒の保護者へ
  - ・事実について説明と理解し、協力を依頼する。



### 4 生徒への対応

- ①支援・指導の継続と経過の報告
- ②状況に応じて繰り返し保護者にも説明し、協力を依頼する。
- ③事態が改善されない場合は、再度組織的に対策を検討する。

**※学年職員は「日々の支援・指導状況」の記録を残す。**



### 5 解消

- ①各種の状況をもとに組織的に検討し、校長がいじめ解消を判断する。
- ②報告すべき事案は、必要に応じて市教委へ報告する。
- ③情報提供者や協力いただいた関係機関にも報告する。

#### 【いじめの解消の条件】

- ①いじめに係る行為が止んでること→少なくとも3ヶ月を**目安**
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと→**面談等により確認**